

別表第三(一)

財産形成非課税住宅貯蓄申告書 財産形成非課税年金貯蓄申告書 省 略

(備考)

- 1・2 省 略
- 3 この申告書を、1 (1)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。
- (1)・(2) 省 略
- (3) 「非課税扱いの申告をする最高限度額」の欄の
- (イ) 省 略
- (ロ) 「法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第2条の5第1項に定める者をいう。）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）を付記すること。
- (ハ) 省 略
- (4)～(7) 省 略
- 4・5 省 略

別表第三(二)

財産形成非課税住宅貯蓄申込書 財産形成非課税年金貯蓄申込書 省 略

(備考)

- 1・2 省 略
- 3 この申告書を、1 (1)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。

別表第三(一)

財産形成非課税住宅貯蓄申告書 財産形成非課税年金貯蓄申告書 同 左

(備考)

- 1・2 同 左
- 3 同 左
- (1)・(2) 同 左
- (3) 同 左
- (イ) 同 左
- (ロ) 「法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第2条の5第1項に定める者をいう。）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）を付記すること。
- (ハ) 同 左
- (4)～(7) 同 左
- 4・5 同 左

別表第三(二)

財産形成非課税住宅貯蓄申込書 財産形成非課税年金貯蓄申込書 同 左

(備考)

- 1・2 同 左
- 3 同 左

- (1)～(6) 省 略
- (7) 「勤務先」及び「事務代行先」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した勤務先の長及び事務代行先の長が、当該勤務先に係る法第4条の2第1項に規定する同法第2条第2号に規定する賃金の支払者又は当該事務代行先に係る事務代行団体の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を、それぞれ付記すること。
- 4・5 省 略

別表第三(三)

財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書 財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書 省 略

- (備 考)
- 1・2 省 略
- 3 この申告書を、1 (1)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。
- (1)～(9) 省 略
- (10) 「受入機関の営業所等」、「賃金の支払者」及び「事務代行先」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長、勤務先の長及び事務代行先の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第2条の5第1項に定める者をいう。）、当該勤務先に係る法第4条の2第1項に規定する同法第2条第2号に規定する賃金の支払者又は当該事務代行先に係る事務代行団体の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を、それぞれ付記すること。
- 4～6 省 略

別表第三(四)

--

- (1)～(6) 同 左
- (7) 「勤務先」及び「事務代行先」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した勤務先の長及び事務代行先の長が、当該勤務先に係る法第4条の2第1項に規定する同法第2条第2号に規定する賃金の支払者又は当該事務代行先に係る事務代行団体の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を、それぞれ付記すること。
- 4・5 同 左

別表第三(三)

財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書 財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書 同 左

- (備 考)
- 1・2 同 左
- 3 同 左
- (1)～(9) 同 左
- (10) 「受入機関の営業所等」、「賃金の支払者」及び「事務代行先」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長、勤務先の長及び事務代行先の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第2条の5第1項に定める者をいう。）、当該勤務先に係る法第4条の2第1項に規定する同法第2条第2号に規定する賃金の支払者又は当該事務代行先に係る事務代行団体の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を、それぞれ付記すること。
- 4～6 同 左

別表第三(四)

--

財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書（勤務先異動申告書）
財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書（勤務先異動申告書）
省 略

（備考）

- 1・2 省 略
- 3 この申告書を、1 (1)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。
 - (1)～(7) 省 略
 - (8) 「賃金の支払者」及び「事務代行先」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した勤務先の長及び事務代行先の長が、当該勤務先に係る賃金の支払者又は当該事務代行先に係る事務代行団体の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）を、それぞれ付記すること。
 - 4～9 省 略

別表第三(五)

転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書
転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書
省 略

（備考）

- 1・2 省 略
- 3 この申告書を、1 (1)又は1 (2)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。
 - (1)～(9) 省 略
 - (10) 「異動事項」の「受入機関の営業所等」の「法人番号」の欄の記載の要領は、次による。
 - (イ) 1 (1)に掲げる場合に該当して提出されたときは、同欄の「異動後」の項に、この申告書を受理した他の金融機関の営業所等の長が、当該他の金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第2

財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書（勤務先異動申告書）
財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書（勤務先異動申告書）
同 左

（備考）

- 1・2 同 左
- 3 同 左
 - (1)～(7) 同 左
 - (8) 「賃金の支払者」及び「事務代行先」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した勤務先の長及び事務代行先の長が、当該勤務先に係る賃金の支払者又は当該事務代行先に係る事務代行団体の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）を、それぞれ付記すること。
 - 4～9 同 左

別表第三(五)

転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書
転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書
同 左

（備考）

- 1・2 同 左
- 3 同 左
 - (1)～(9) 同 左
 - (10) 同 左
 - (イ) 1 (1)に掲げる場合に該当して提出されたときは、同欄の「異動後」の項に、この申告書を受理した他の金融機関の営業所等の長が、当該他の金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第2

条の5第1項に定める者をいう。以下この表において「金融機関等」という。)の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号(以下この表において「法人番号」という。)を付記すること。

(ロ) 省 略

(11)～(14) 省 略

4・5 省 略

別表第三(六)

海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書 (国内勤務申告書) 海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書 (特別国内勤務申告書) 省 略

(備 考)

1・2 省 略

3 この申告書を、1(1)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。

(1)～(6) 省 略

(7) 「受入機関の営業所等」、「出国時の賃金の支払者」及び「出国時の事務代行先」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長、出国時の勤務先の長及び出国時の事務代行先の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等(施行令第2条の5第1項に定める者をいう。以下この表において「金融機関等」という。)、当該勤務先等に係る施行令第2条の21第1項に規定する賃金の支払者又は当該勤務先等に係る事務代行団体の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号(以下この表において「法人番号」という。)を、それぞれ付記すること。

4～8 省 略

条の5第1項に定める者をいう。以下この表において「金融機関等」という。)の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号(以下この表において「法人番号」という。)を付記すること。

(ロ) 同 左

(11)～(14) 同 左

4・5 同 左

別表第三(六)

海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書 (国内勤務申告書) 海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書 (特別国内勤務申告書) 同 左

(備 考)

1・2 同 左

3 同 左

(1)～(6) 同 左

(7) 「受入機関の営業所等」、「出国時の賃金の支払者」及び「出国時の事務代行先」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長、出国時の勤務先の長及び出国時の事務代行先の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等(施行令第2条の5第1項に定める者をいう。以下この表において「金融機関等」という。)、当該勤務先等に係る施行令第2条の21第1項に規定する賃金の支払者又は当該勤務先等に係る事務代行団体の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号(以下この表において「法人番号」という。)を、それぞれ付記すること。

4～8 同 左

別表第三(七)

育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書
育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書
育 児 休 業 等 期 間 変 更 申 告 書
省 略

(備考)

1・2 省 略

3 この申告書を、1 (1)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。

(1)～(8) 省 略

(9) 「受入機関の営業所等」、「休業前の賃金の支払者」及び「休業前の事務代行先」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長、施行令第2条の21の2第1項に規定する休業前勤務先の長及び事務代行先の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第2条の5第1項に定める者をいう。以下この表において「金融機関等」という。）、当該休業前勤務先に係る法第4条の2第1項に規定する同法第2条第2号に規定する賃金の支払者又は当該事務代行先に係る事務代行団体の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）を、それぞれ付記すること。

4～8 省 略

別表第三(八)

財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書
財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書
省 略

(備考)

1・2 省 略

別表第三(七)

育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書
育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書
育 児 休 業 等 期 間 変 更 申 告 書
同 左

(備考)

1・2 同 左

3 同 左

(1)～(8) 同 左

(9) 「受入機関の営業所等」、「休業前の賃金の支払者」及び「休業前の事務代行先」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長、施行令第2条の21の2第1項に規定する休業前勤務先の長及び事務代行先の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第2条の5第1項に定める者をいう。以下この表において「金融機関等」という。）、当該休業前勤務先に係る法第4条の2第1項に規定する同法第2条第2号に規定する賃金の支払者又は当該事務代行先に係る事務代行団体の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）を、それぞれ付記すること。

4～8 同 左

別表第三(八)

財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書
財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書
同 左

(備考)

1・2 同 左

- 3 この申告書を、1 (1)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。
- (1)～(6) 省 略
- (7) 「受入機関の営業所等」、「賃金の支払者」及び「事務代行先」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長、勤務先の長及び事務代行先の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第2条の5第1項に定める者をいう。）、当該勤務先に係る賃金の支払者又は当該事務代行先に係る事務代行団体の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を、それぞれ付記すること。
- 4・5 省 略

別表第三(ハ)

財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書
省 略

- (備 考)
- 1 省 略
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
- (1)～(9) 省 略
- (10) 「賃金の支払者」、「事務代行先」及び「受入機関の営業所等」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した勤務先の長、事務代行先の長及び金融機関の営業所等の長が、当該勤務先に係る賃金の支払者、当該事務代行先に係る事務代行団体又は当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第2条の5第1項に定める者をいう。）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を、それぞれ付記すること。
- 3 省 略

別表第三(ハ)

- 3 同 左
- (1)～(6) 同 左
- (7) 「受入機関の営業所等」、「賃金の支払者」及び「事務代行先」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長、勤務先の長及び事務代行先の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第2条の5第1項に定める者をいう。）、当該勤務先に係る賃金の支払者又は当該事務代行先に係る事務代行団体の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を、それぞれ付記すること。
- 4・5 同 左

別表第三(ハ)

財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書
同 左

- (備 考)
- 1 同 左
- 2 同 左
- (1)～(9) 同 左
- (10) 「賃金の支払者」、「事務代行先」及び「受入機関の営業所等」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した勤務先の長、事務代行先の長及び金融機関の営業所等の長が、当該勤務先に係る賃金の支払者、当該事務代行先に係る事務代行団体又は当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第2条の5第1項に定める者をいう。）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を、それぞれ付記すること。
- 3 同 左

別表第三(ハ)

財産形成年金貯蓄者の退職等申告書 省 略

(備考)

- 1～5 省 略
- 6 「受入機関の営業所等」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第2条の5第1項に定める者をいう。）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を付記すること。
- 7 省 略

別表第五

令和 年分 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書 省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「支払を受ける者」の「所在地」及び「法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による本店又は主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2)～(5) 省 略
- 3・4 省 略

別表第六(二)

令和 年分 特定株式等の異動状況に関する調書 省 略

財産形成年金貯蓄者の退職等申告書 同 左

(備考)

- 1～5 同 左
- 6 「受入機関の営業所等」の「法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第2条の5第1項に定める者をいう。）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を付記すること。
- 7 同 左

別表第五

令和 年分 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書 同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1) 「支払を受ける者」の「所在地」及び「法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による本店又は主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2)～(5) 同 左
- 3・4 同 左

別表第六(二)

令和 年分 特定株式等の異動状況に関する調書 同 左

備考

1 省 略

2 この調書の記載の要領は、次による。

(1)～(8) 省 略

(9) 法第29条の2第4項に規定する特定株式（以下(9)及び(12)において「特定株式」という。）又は同項に規定する承継特定株式（以下この表において「承継特定株式」という。）のうちに第11条の3第16項に規定する合併法人株式等が含まれている場合には、当該合併法人株式等と当該合併法人株式等以外の特定株式又は承継特定株式との別に区分してそれぞれの欄に記載するとともに、「発行会社又は承継会社」の欄に当該合併法人株式等に係る同条第7項第1号に規定する合併法人等の所在地、名称及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）を記載し、「摘要」の欄に同号に規定する被合併法人等の所在地、名称及び法人番号を記載すること。

(10)～(12) 省 略

3 省 略

別表第七(三)

令和 年分		非課税口座年間取引報告書
		未成年者口座年間取引報告書
		省 略

備考

1 この報告書は、居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が開設した非課税口座（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座をいう。以下同じ。）においてされた非課税口座内上場株式等（同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下同じ。）若しくは非課税口座内上場株式等の配当等（法第9条の8に規定する非課税口座内上場株式等

備考

1 同 左

2 同 左

(1)～(8) 同 左

(9) 法第29条の2第4項に規定する特定株式（以下(9)及び(12)において「特定株式」という。）又は同項に規定する承継特定株式（以下この表において「承継特定株式」という。）のうちに第11条の3第16項に規定する合併法人株式等が含まれている場合には、当該合併法人株式等と当該合併法人株式等以外の特定株式又は承継特定株式との別に区分してそれぞれの欄に記載するとともに、「発行会社又は承継会社」の欄に当該合併法人株式等に係る同条第7項第1号に規定する合併法人等の所在地、名称及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）を記載し、「摘要」の欄に同号に規定する被合併法人等の所在地、名称及び法人番号を記載すること。

(10)～(12) 同 左

3 同 左

別表第七(三)

令和 年分		非課税口座年間取引報告書
		未成年者口座年間取引報告書
		同 左

備考

1 この報告書は、居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が開設した非課税口座（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座をいう。以下同じ。）においてされた非課税口座内上場株式等（同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下同じ。）若しくは非課税口座内上場株式等の配当等（法第9条の8に規定する非課税口座内上場株式等

の配当等をいう。以下同じ。)に係る法第37条の14第35項の報告書又は居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が開設した未成年者口座(法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいう。以下同じ。)においてされた未成年者口座内上場株式等(同条第1項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡若しくは未成年者口座内上場株式等の配当等(法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。以下同じ。)に係る法第37条の14の2第27項の報告書について使用すること。

- 2 この報告書を非課税口座年間取引報告書として使用する場合には、この報告書の表の「未成年者口座年間取引報告書」の字句を抹消し、次の要領により記載すること。

(1) 「住所(居所)」及び「個人番号」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所等(その者に係る法第37条の14第23項の規定による継続適用届出書(同項第1号に規定する継続適用届出書をいう。)の提出があつた日からその者に係る同条第25項の規定による帰国届出書(同項に規定する帰国届出書をいう。)の提出があつた日までの間にこの報告書を作成する場合には、その者の出国(同条第23項に規定する出国をいう。)の日の前日の住所又は居所等)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。

- (2)～(7) 省 略
(8) 「その他」の欄には、次のように記載すること。

イ 省 略
ロ 「非課税口座廃止届出書に係る年月日」の欄には当該非課税口座につき法第37条の14第27項の規定により同項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合における当該みなされることとなつた日を記載するとともに、「届出書の種類」の欄には該当する届出書を○で囲み、「提出年月日」の欄には当該届出書の提出年月日を記載すること。

ハ 省 略
3・4 省 略

の配当等をいう。以下同じ。)に係る法第37条の14第34項の報告書又は居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が開設した未成年者口座(法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいう。以下同じ。)においてされた未成年者口座内上場株式等(同条第1項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡若しくは未成年者口座内上場株式等の配当等(法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。以下同じ。)に係る法第37条の14の2第27項の報告書について使用すること。

- 2 同 左

(1) 「住所(居所)」及び「個人番号」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所等(その者に係る法第37条の14第22項の規定による継続適用届出書(同項第1号に規定する継続適用届出書をいう。)の提出があつた日からその者に係る同条第24項の規定による帰国届出書(同項に規定する帰国届出書をいう。)の提出があつた日までの間にこの報告書を作成する場合には、その者の出国(同条第22項に規定する出国をいう。)の日の前日の住所又は居所等)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。

- (2)～(7) 同 左
(8) 同 左

イ 同 左
ロ 「非課税口座廃止届出書に係る年月日」の欄には当該非課税口座につき法第37条の14第26項の規定により同項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合における当該みなされることとなつた日を記載するとともに、「届出書の種類」の欄には該当する届出書を○で囲み、「提出年月日」の欄には当該届出書の提出年月日を記載すること。

ハ 同 左
3・4 同 左

別表第十一(一)

教育資金非課税申告書 省略

備考

- 1 省略
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1)～(4) 省略
 - (5) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (6)・(7) 省略

別表第十一(二)

追加教育資金非課税申告書 省略

備考

- 1 省略
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1)～(4) 省略
 - (5) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の
 - (イ) 省略
 - (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(5)(イ)の教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の

別表第十一(一)

教育資金非課税申告書 同左

備考

- 1 同左
- 2 同左
 - (1)～(4) 同左
 - (5) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - (6)・(7) 同左

別表第十一(二)

追加教育資金非課税申告書 同左

備考

- 1 同左
- 2 同左
 - (1)～(4) 同左
 - (5) 同左
 - (イ) 同左
 - (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(5)(イ)の教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(6) 省 略

別表第十一(三)

教 育 資 金 非 課 税 取 消 申 告 書 省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。

(1) 省 略

- (2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。
- (3)～(5) 省 略

別表第十一(四)

教 育 資 金 非 課 税 廃 止 申 告 書 省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。

(1) 省 略

- (2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(6) 同 左

別表第十一(三)

教 育 資 金 非 課 税 取 消 申 告 書 同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左

(1) 同 左

- (2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- (3)～(5) 同 左

別表第十一(四)

教 育 資 金 非 課 税 廃 止 申 告 書 同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左

(1) 同 左

- (2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(3)・(4) 省 略

別表第十一(五)

教育資金管理契約に関する異動申告書 省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1)～(3) 省 略
 - (4) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。

別表第十二(一)

結 婚 ・ 子 育 て 資 金 非 課 税 申 告 書 省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1)～(4) 省 略
 - (5) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。
なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。

第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(3)・(4) 同 左

別表第十一(五)

教育資金管理契約に関する異動申告書 同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1)～(3) 同 左
 - (4) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

別表第十二(一)

結 婚 ・ 子 育 て 資 金 非 課 税 申 告 書 同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1)～(4) 同 左
 - (5) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。
なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(6)～(8) 省 略

別表第十二(二)

追 加 結 婚 ・ 子 育 て 資 金 非 課 税 申 告 書 省 略
--

備考

- 1 省 略
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
- (1)～(4) 省 略
- (5) 「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の
- (イ) 省 略
- (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(5)(イ)の結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
- なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。
- (6)・(7) 省 略

別表第十二(三)

結 婚 ・ 子 育 て 資 金 非 課 税 取 消 申 告 書 省 略
--

備考

- 1 省 略
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
- (1) 省 略
- (2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀

(6)～(8) 同 左

別表第十二(二)

追 加 結 婚 ・ 子 育 て 資 金 非 課 税 申 告 書 同 左
--

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
- (1)～(4) 同 左
- (5) 同 左
- (イ) 同 左
- (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(5)(イ)の結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
- なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- (6)・(7) 同 左

別表第十二(三)

結 婚 ・ 子 育 て 資 金 非 課 税 取 消 申 告 書 同 左
--

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
- (1) 同 左
- (2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀

行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(3)～(6) 省 略

別表第十二(四)

結 婚 ・ 子 育 て 資 金 非 課 税 廃 止 申 告 書 省 略
--

備考

1 省 略

2 この申告書の記載の要領は、次による。

(1) 省 略

(2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(3)～(5) 省 略

別表第十二(五)

結 婚 ・ 子 育 て 資 金 管 理 契 約 に 関 す る 異 動 申 告 書 省 略
--

備考

1 省 略

2 この申告書の記載の要領は、次による。

(1)～(3) 省 略

行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(3)～(6) 同 左

別表第十二(四)

結 婚 ・ 子 育 て 資 金 非 課 税 廃 止 申 告 書 同 左
--

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 同 左

(2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(3)～(5) 同 左

別表第十二(五)

結 婚 ・ 子 育 て 資 金 管 理 契 約 に 関 す る 異 動 申 告 書 同 左
--

備考

1 同 左

2 同 左

(1)～(3) 同 左

- (4) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。
なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。
- (5) 省 略

別表第十四(一)

電子申請等証明書交付請求書 省 略

備考

- 1・2 省 略
- 3 法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載することとし、国税審議会会長に提出する場合には、この書式中「法人番号」の字句を抹消する。
- 4 省 略

- (4) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。
なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- (5) 同 左

別表第十四(一)

電子申請等証明書交付請求書 同 左

備考

- 1・2 同 左
- 3 法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載することとし、国税審議会会長に提出する場合には、この書式中「法人番号」の字句を抹消する。
- 4 同 左